

くるめ子どもの笑顔プランとは

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の一部。

【基本理念】

「子どもの笑顔があふれるまちづくり」

【基本目標】

1. 安心して生み育てられる環境づくり
2. 子ども・子育てを支え合う地域づくり
3. 子どもの健やかな育ちを保障できる社会づくり

【計画期間】

令和2年度から令和6年度

【久留米市子ども・子育て会議】

子どもの保護者、有識者、子育て支援関係者等で構成。委員20名

中間期の見直しの位置づけと今後について

【国基本指針】

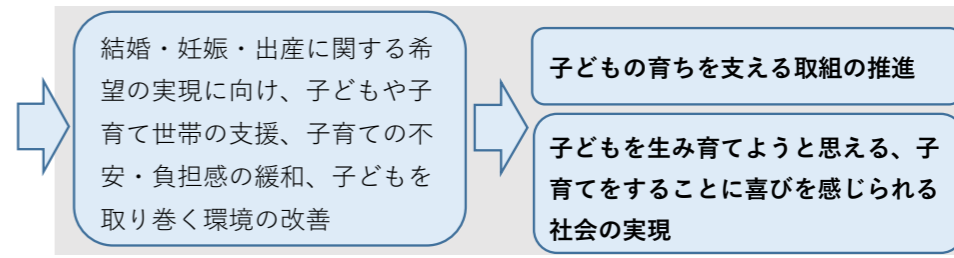
計画における量の見込みが実績と大きく乖離している場合、計画期間の中間年を目安に、必要に応じて実態を踏まえた計画の見直しを行うこと。

【久留米市対応方針】

国基本方針や久留米市子ども・子育て会議での審議に基づき、利用実績や、社会情勢の変化等を踏まえ、中間年における一部見直しを実施し、計画のより一層の推進を図る。

《見直しにかかる主なポイント》

- ◆長引くコロナ禍による急激な少子化への対応
 - ・サービスに対するニーズ量と対応策（需要と供給）の見直し
 - ・子どもを生み育てようと思える子育て支援
- ◆新たな行政課題への対応
 - ・コロナ禍の影響を受けた子育て世帯への支援
 - ・若者（概ね39歳まで）やヤングケアラーへの支援



見直しの内容

施策の内容

基本理念を実現するため、3つの基本目標を柱とし、それぞれに施策の方向性を定め、具体的な施策を推進しています。

●基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

施策の方向性

- (1) 妊娠・出産に対する支援 〈6事業〉
- (2) 切れ目のない子育て支援サービスの充実 〈9事業〉
- (3) 教育・保育サービスの充実 〈9事業〉
- (4) 子育てに関わる経済的負担の軽減 〈13事業〉

●基本目標2 子ども・子育てを支え合う地域づくり

施策の方向性

- (1) 地域で子育てを支え合う活動の推進 〈4事業〉
- (2) 地域での交流の場や居場所づくりの推進 〈6事業〉
- (3) 子育てと仕事の両立の推進 〈5事業〉
- (4) 結婚や子育てに関する啓発の強化 〈3事業〉

●基本目標3 子どもの健やかな育ちを保障できる社会づくり

施策の方向性

- (1) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援 〈13事業〉
- (2) 子どもの貧困対策の推進 〈5事業〉
- (3) 児童虐待の防止 〈5事業〉
- (4) 困りごとを抱える子ども達への支援 〈7事業〉

【見直しの内容】

少子化対策の視点を踏まえ、計画策定後の新規事業やこれまで取り組んできた母子保健分野における事業の整理等を行い、→「基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり」における施策の方向性 (1) 妊娠・出産に対する支援に9事業を、(2) 切れ目のない子育て支援サービスの充実に1事業、(4) 子育てに関わる経済的負担の軽減に3事業
→「基本目標3 子どもの健やかな育ちを保障できる社会づくり」における施策の方向性 (1) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援に1事業、子どもの貧困対策の推進に1事業、(4) 困りごとを抱える子ども達への支援に2事業、合計17事業を追加します。

教育・保育の量の見込みと確保の内容

【見直しの理由】

少子化の加速により就学前児童数の推計を見直したことから、全区域の量の見込みと対応策を見直しました。

【見直しの内容】

(1) 1号こども

①量の見込み（入所者数）

見直し前より1.1%減少すると見込んでいます。

②対応策（定員）

既に量の見込みを充足する定員数があることから、保育所から認定こども園への移行は、需給バランスに配慮して利用定員を設定します。

(2) 2・3号こども

施設整備や幼稚園からの認定こども園への移行等により、総数で見ると現在利用定員が利用申込者数を上回っています。しかし、3号認定は入所保留児童が多い状況です。保護者が希望する年齢や施設に空きがない等、入所希望と受け入れ施設のアンマッチが原因と考えられるため、今後は入所希望に見合う定員となるよう見直しを進めていきます。

また、保育士の不足により定員数まで入所受け入れができていない施設があります。

①量の見込み（利用申込数）

3号（0歳児）以外は、減少すると見込んでいます。

②対応策（利用定員）

0歳児以外は充足する定員数であることから、認定こども園への移行や施設整備に際して需給バランスに配慮して利用定員を設定します。

また、定員を最大限活用するため、保育士の人材確保に取り組みます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法第59条に定められている地域子ども・子育て支援事業に量の見込み及び対応策を設定し、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図っています。

【見直しの内容】

近年の出生数の減少を踏まえ、再度人口推計を行い、以下の10事業について見直しを実施しました。

- ①妊婦健康診査事業
- ②新生児及び妊産婦訪問指導事業
- ③地域子育て支援拠点事業
- ④養育支援訪問事業 エンゼル支援訪問事業
養育環境改善家事援助事業
- ⑤子育て短期支援事業
- ⑥ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦一時預かり事業 一時預かり事業（幼稚園型を除く）
一時預かり事業（幼稚園型）
- ⑧延長保育事業
- ⑨病児保育事業
- ⑩学童保育事業

※量の見込みを行っていない「要保護児童対策地域協議会事業」「副食費補給給付事業」、及び人口推計が計画値に影響しない「子育て世代包括支援事業」は見直し対象外

■ 施策の内容 見直し内容

基本目標	施策の方向性	見直し内容（追加した事業）
安心して生み育てられる環境づくり	妊娠・出産に対する支援	「母子（親子）健康手帳交付時の保健指導の実施」「乳幼児健康診査事業」 「予期しない妊娠への相談支援（妊娠ほっとライン）」「新生児聴覚検査」 「不育症検査費・治療費助成事業」「女性の健康相談」「思春期保健対策事業」 「出産・子育て伴走型相談支援事業」「マタニティ交流会」
	切れ目のない子育て支援サービスの充実	「離乳食教室」
	子育てに関わる経済的負担の軽減	「未熟児養育医療給付費の助成」「育成医療給付費の助成」「新型コロナウイルス感染症への対応」
子どもの健やかな育ちを保障できる社会づくり	きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援	「子どもの発達に関する相談」
	子どもの貧困対策の推進	「養育費確保支援事業」
	困りごとを抱える子どもへの支援	「ヤングケアラーへの支援」「若者相談支援事業」

■ 教育・保育の量の見込みと確保の内容 見直し内容

認定区分	令和4年度						令和5年度						令和6年度					
	見直し後			見直し前			見直し後			見直し前			見直し後			見直し前		
	量の見込み (A)	対応策 (B)	B-A	量の見込み (A)	対応策 (B)	B-A	量の見込み (A)	対応策 (B)	B-A	量の見込み (A)	対応策 (B)	B-A	量の見込み (A)	対応策 (B)	B-A	量の見込み (A)	対応策 (B)	B-A
1号認定（3～5歳）	2,695	3,919	1,224	2,968	4,208	1,240	2,672	3,635	963	2,993	4,223	1,230	2,547	3,654	1,107	2,972	4,223	1,251
2号認定（3～5歳）	5,015	5,497	482	4,852	5,599	747	4,973	5,528	555	4,873	5,603	730	4,740	5,514	774	4,851	5,603	752
3号認定（0歳）	1,315	1,023	▲ 292	1,454	1,001	▲ 453	1,285	1,033	▲ 252	1,437	1,019	▲ 418	1,355	1,033	▲ 322	1,415	1,019	▲ 396
3号認定（1～2歳）	3,223	3,433	210	3,618	3,383	▲ 235	3,023	3,482	459	3,567	3,392	▲ 175	2,958	3,487	529	3,518	3,391	▲ 127

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 見直し内容

事業名	見直し内容	量の見込み・対応策					
		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		見直し後	見直し前	見直し後	見直し前	見直し後	見直し前
①妊婦健康診査事業	妊娠届出数 及び健診回数	健診回数：27,240回 (届出数：2,270人)	健診回数：31,752回 (届出数：2,646人)	健診回数：26,628回 (届出数：2,219人)	健診回数：31,320回 (届出数2,610人)	健診回数：28,080回 (届出数：2,340人)	健診回数：30,852回 (届出数2,571人)
②新生児及び妊産婦訪問指導事業	訪問対象児 及び訪問件数	2,289人・回	2,608人・回	2,237人・回	2,572人・回	2,359人・回	2,534人・回
③地域子育て支援拠点事業	利用児童数	7,084人（12か所）	12,509人（12か所）	10,900人（12か所）	12,345人（12か所）	10,931人（12か所）	12,174人（12か所）
④養育支援訪問事業 (エンゼル支援訪問事業)	利用回数	1,893回	2,089回	1,850回	2,060回	1,950回	2,030回
(養育環境改善家事援助事業)	実施件数	139件	181件	163件	201件	192件	224件
⑤子育て短期支援事業	実施件数	290件	435件	290件	435件	290件	435件
⑥ファミリー・サポート・センター事業	活動件数	478件	578件	469件	567件	465件	561件
⑦一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	利用人数	10,799人	18,527人	10,774人	18,423人	11,244人	18,310人
(幼稚園型)	利用人数	142,464人	139,512人	139,488人	140,192人	134,662人	139,090人
⑧延長保育事業	利用人数	2,794人	3,567人	2,727人	3,546人	2,648人	3,511人
⑨病児保育事業	利用人数	3,424人（15,900人）	3,394人（10,200人）	3,345人（15,900人）	3,353人（10,200人）	3,273人（15,900人）	3,319人（10,200人）
⑩学童保育事業	利用人数	4,492人（4,368人）	5,076人（4,702人）	4,774人（4,368人）	5,029人（4,782人）	4,784人（4,368人）	4,968人（4,822人）

※ 量の見込みと対応策の数値が異なる場合、（ ）内に対応策を記載しています。